

平成20年度第1回山梨県固定資産評価審議会 議事録

1 日 時 平成20年11月12日(水) 午前10時00分～11時30分

2 場 所 県議会議事堂地下会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 有井昇(会長) 市原文子 五木田芳道 五味さち子
近藤紀夫(代理:小林) 神宮司元(代理:高野) 長澤孝幸
西川重孝(副会長) 平井信子 (五十音順)
(事務局) 市町村課長 税政担当課長補佐 税政担当(3人)

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
- (4) 閉会

5 議事に付した事案の件名

- (1) 平成21年度固定資産(土地)の評価替えに係る基準地価格について
- (2) その他

6 議事の内容

- (1) 平成21年度固定資産(土地)の評価替えに係る基準地価格について
・事務局から説明。

質疑

(委員)

平成20年1月1日から平成20年7月1日までの間に地下が下落したと認める場合の、半年間の地価の変動率については、県の地価調査の結果等を活用するとの説明だが、県の地価調査は例年9月中旬に正式には発表なので、その結果を踏まえて変動率を設定するのは、その後の課税事務のスケジュール的に難しくないか。

(事務局)

確かに、毎年7月1日現在の基準地の地価を調査する県の地価調査の結果は9月中旬に公表されているところ。ただし、各市町村においては、不動産鑑定士に標準地の下落状況の鑑定を依頼しているため、基本的にはその結果を基に下落修正に係る事務を進めている。また、県地価調査の結果は、出来るだけ速やかに各市町村の固定資産税担当者へ情報提供するよう努めている。

(委員)

基準地価格には宅地、田、畑、山林しかないが雑種地などその他地目については、どのような取扱いか。

(事務局)

その他の地目については、個々に事情(土地の位置、利用状況)が異なるため、評価額の指標とする基準地は設けていない。固定資産評価基準により、基準地(価格)を定めることとされている地目は、宅地、田、畑、山林である。

・以上、意見はなく、事務局案については了承された。

(2) その他

「固定資産税の税額算定について」

事務局から説明。

「地方税法に基づく通知の電子化及びオンライン利用促進について」

法務局における電子化の取り組みの現状について五木田委員から説明。

・以上、質問、意見はなし。

閉会